

一九四六年アメリカ合衆国が原子力の国際的抑止、いわゆるバルーク・プランを提言したとき、その提案は一つの世界国家を目的とする案として多くの国に理解された。

国際連合は事実上の実行権を与えられた。そして核エネルギー抑止の中央当局として、各国の平和的な——グローバルな核の傘の下での安全な——軍備縮小を可能にし、また、集団的防衛でもって、最終的には他地域からの攻撃や搾取から各国の安全を保障することになるはずであった。

当時、合衆国は唯一の核保有国であった。アルバート・アインシュタインや合衆国上院議員J・ウィリアム・フルブライト、裁判官オーエン・J・ロバートソンなどが、一九四五年一〇月ニューヨーク・タイムズに掲載された彼らの公開状のなかで言明したように、最初の原子爆弾は、「広島市どころかそれ以上のものを破壊した。それは我々の遺産である古い政治理念をも爆破したのだ」。

多くの国が核兵器を所有し、単に報復を怖れてのみ使用を抑止するのであれば、恐怖と疑念と最後には爆発を避けられない「世界となるだろう」という声明を一九四五年一月に出している。彼らは「我々に託されているのは、唯一つの活動の方向、つまり将来の原子力開発においては世界の他の国々と協力することだけである」と確信していた。「兵器としての原子エネルギー」の利用は「世界当局により抑制」されなければならなかった。これには国の主権のある程度の喪失を必要とするはずであった。国際連盟を擁護して国家の主権を移行あるいは制限することは、平和構築に必要な最も重要なステップの一つとなるはずであった。

戦後の日本では、核科学者でありノーベル賞受賞者である湯川秀樹および幣原喜重郎、尾崎行雄など多くの国会議員がひとつの世界連盟という理念を支持した。インドの外交官は同盟において、軍縮に伴って行われるべきことは、「平和的に論議を進めるに必要な信頼されるべき手順の確立、即ち、平和維持のためには、武器で行えるであろうと想定されることを継続するために、もし武器を除いた場合、何か武器の代わりになるものがなければならぬ」ということだと強調した。(Kishina

国連憲章

さらに、アインシュタインたちの見解では、国連憲章は「我々が平和構築に必要なさらなる手段をとる用意がなければ、単なる悲劇的幻影」であった。実際、「さらなる前進」ということは、世界組織のためには諸国はその国の主権の制限に同意しなければならないことを意味しており、そのことは、戦前既に容認されていた。それ故、国連憲章——この点において同盟契約とは異なる——や日本国平和憲法のような民主的憲法では、立法者は、伝統的に国家に属する責任を、超国家的な機関に委任することと規定されているのである。しかしながら、彼らが成し得たことはその進路を示し最終的にとるべき手段を唱導することだけであった。

核科学者たちの意見はまた政府の政策を具体化した。ニュー・メキシコのロス・アラモスの原子爆弾実験所で研究していたロス・アラモス科学者協会(A.L.S.)は「多(Morison 一九六一)

実効的な国際組織即ち世界連邦を願う人々は、未完成の状態にある国際連合は軟弱過ぎるので、脆い平和を守ることはできないと考えた。また、国連憲章は、事実上その実施力を有する将来の世界国家当局にとつての実行可能な青写真であるということを否定した人々もいた。ソ連は疑念を抱き協力には不本意で、原子の国際的管理にたいするアメリカ案にすぐに反対した。アルバート・アインシュタインが予言していたけれども、原子爆弾は「我々の思考方法を除く全てのものを変えた」。しかも、イギリスの歴史家アーノルド・トインビーが明言したように、原子時代においては、「いかなるレベルの世界連合」も、過去におけると同様「軍事的方法によって」成し遂げられ得ないことは明白であった。

単一の強国或いは自由意志の連立による強制的実施行動は、集団安全保障の実効的な国連機構がないので非常に問題である。特にアメリカ合衆国の場合のように、国の利益が行動を決定し左右するならば大いに問題がある。平和構築に必要なステップは、実際には一九六一年に策定されていた。ヨーロッパにおいて冷戦が加熱していた一方、合衆国とソ連は長年にわたる苦心の交渉の後、

結束を固めることを試み、そして核及び通常兵器の完全な縮小に同意し、国際連合と国際裁判所の強化、軍事予算を含むすべての軍事施設、建築物、計画などの廃止に同意しようとする。ヨーロッパは活動の中心地であり、紛争を起こす地域であるように思われたけれども、旧大陸（いまだに植民地大国）からの支持が得られていないことは明らかであった。

日本やインド及び非同盟国や第三世界即ち殆ど全ての非核保有国は、核や通常兵器の廃絶を強く支持した。一九六一年、日本の池田総理とソ連のフルシチョフ首相が、文化、貿易、科学などの分野における友好的平和的交流を促進しようという取り決めをしていた頃、国連代表は「より重要なことへのステップつまり戦争の非合法化」としての軍縮に焦点を当て、それは、そのとき協約となった。即ち、インドの外交官たちが提示した合衆国とソ連の間の歴史的マックロイ・ゾーリン協定である。

軍縮

今日再び、世界の核の状況は、もし理論的解釈が積極的行動に転換させられ得るならば、軍縮およびひとつの世界秩序を成就するに最も適した環境にあるかもしれない。

における主権を一時的に引き受けることになる（引き受けねばならないだろう）。問題は、平和運動団体や一般大衆が、契機と親善と議論を十分に展開し、政府に合理的選択と正しい方向への行動を強いることができるかどうかである。

実際、共有の集団安全保障という究極の状態への移行期の間、国連機構は「僅かながら衝撃に曝される」かもしれない。そのことは、一九五一年代初頭のユネスコの刊行物のなかで確認される。しかし、その衝撃は「測定可能な規模」のものであろう。その過程において、原理主義者やテロリストの活動はおそらくその存在理由を失うと思われる。

オプシオンでなく

残念ながら、平和主義者のなかには、監督当局あるいは超国家的機構がなくとも、一面的或いは国際的軍縮は可能であるといまだに信じているように思われる人々がいる。これは幻想である。移行期間中に必然的に生じる安全保障の空白部分が埋められなければ、いくつかの国家間の親善が悪用されてしまうだろう。国連憲章により、国連会員資格のある五人の永久代表がギャッ

ない。この目的に向けて、インドは強力な行為者であり、盟友である。

日本とインドは核兵器使用反対にたいする確証を得ようと忍耐強く努力した。一九七〇年、核拡散防止条約が施行された。条項第六条において、核保有国に委ねられたことは、「核兵器競争の早期停止と核軍縮に関連する有効的措置に基づいて、また、厳格で実効的な国際制御の下での全体的、かつ完全な軍縮に関する条約に基づいて、誠実に目的の達成を追求すること」であった。それは、本来は、ジョン・F・ケネディ大統領、ニキータ・フルシチョフが一九六一年に発起人となっていたマックロイ・ゾーリン協定を法典化したものであった。

インドの軍縮誓約は活かされるべきだ

ヨーロッパやその他の地域の政策立案者は、「ひとつの世界」という理念を軍縮の基礎と考えるべきであるが、一方ヨーロッパの国々の中には、その憲法の規定に従い、平和構築と平和維持のために国連主権に賛同して権限を委任し始めている国々がある。これは重要な範例変更を始めたことになるだろう。もし、それが認められることになれば、安全保障理事会の永久（核）会員は過渡期

プを埋めるよう任命される。彼らへの委託に疑問を抱くことや国連憲章の下での彼らの責務を軽視、過小評価することは随意ではない。

勿論、現在、多くの学者や政治家が、拒否権の条項は、いくつかの強国に証言拒否できる資格を与えるという理由から、拒否権条項に異議を申し立て、しかるべき批判をしている。しかし拒否権に過渡期的意味以上のものがあるだろうか。これまでの地位を保持することではなく、変化を確実に起こすために権限の中核を削り、次の段階への必要な移行を可能にすることが意図されていたのだ、と私は信じている。国連憲章の本文では、国連憲章条項一〇六（およびこれに関連する他の条項）に従って、安全保障理事会がその責務を十分に果たし始めることが事実上可能にならない限りは、拒否権には予備的意味しかないということを示唆している。移行期後、集団安全保障のシステムが十分に運用されれば、拒否権はその意味と機能を失うのだ。そのとき全ての権限は国連にあるので、拒否権は無効となり廃物となる。国のすべての軍事施設は、国境防衛だけを備える他は完全に廃絶される。

インドが、国連における南世界の永久代表として、国

際法を支持、強化し、「多極的世界の構築に貢献する」であろうと想定することには余りに無理があるだろうか？ だからといって、インドの核実験は、「不安や恐怖よりむしろ寛容と理解でもって歓迎されるべき」だろうか？ 勿論、国連憲章(条項一〇六)にある「移行期の安全保障協定」は実行されることになるとしても、これは、日本やヨーロッパが戦略計画を立てる際に考えるべきことである。

インドの外交官がジュネーブにおいて指摘したように、「過去五〇年以上に亘り核兵器によって引き起こされた脅威に事実上注意を向けなかった国際共同体の怠慢」から、「核兵器除去への努力を強化する」ことが、かつてないほどより緊急の課題となっている。インドの外交官たちは、「もし国際共同体が、古い枠組みを超えて、世界中の軍縮のために平等で合法的な安全保障に基づいて、国際平和と安全を確保することができるといふ新しい安全保障の範例を受け入れるならば、世界の核拡散防止という目的は達せられる」ということを繰り返し強調している。(一九九九年一〇月)

もし核兵器が軍縮を成し遂げて平和な世界秩序を実現する手段となり得るならば、インドが、はつきりと引き出す代わりに、確実に世界平和に貢献するような建設的な動きを、世界は今再び、かたずをのんで待っている。国際連合の目的を達成するために、メンバー国は、ユネスコ刊行物の記述を引用すると、「治安機能の遂行のために、各国は相当な分与資金を安全保障理事会に自発的に委譲しなければならない」。このことは、まさにヨーロッパの多くの憲法が明記していることである。戦後の日本国平和憲法第九条は、戦争放棄の動議であり、主権を国連に委任することを目的とした初めての力強い行動と理解された。注目に値することである。

特別な課題

ヨーロッパの人々の歴史的課題は、より好ましくより公平に統治が行われる世界に導いていくようなプロセスに着手することかもしれない。このような施策では、他の国々のなかでも、インドと日本は、イギリスの歴史家アーノルド・トインビーが(一九六〇年に)主張したように、「戦いを仕掛けるという因習的な特権を地域の国々から剝奪する」という特別な任務を引き受けることになるだろう。トインビーの構図の中では、インドは、北東に在る日本から、はるか遠く北西のアイスランドに

続き表明している「核兵器のない世界を達成するために世界中の核軍縮を統行するという誓約」は、活かされるべきであり、「一定期間内に差別のない方法で政権を樹立するための多数国参加の議論」に積極的に加わることも同じように促進されるべきである。一九九九年八月の国連安全保障諮問委員会によるインドの核ドクトリンに関する公式レポートの草案に示されていることは、インドは、世界の民主的体制の動向に歩調を合わせて、「総合的目標(平和と安全を脅かす潜在的リスクに対抗して永続する平和と保障のある環境)に向って進み、そして国際機構を正しく公平で平和な秩序へと前進させる建設的な役割を果たす努力」をするべきだということである。

軍縮と万人に共通の安全を創出するために「国際連合に原子兵器の独占権を付与する」という期待が戦後すぐの何年間か高まっていた。それは今日議論される必要のある考えである。核の力は、もし環境破壊をしない方法で原子力を平和目的に利用できるという保証があれば、前記のユネスコの刊行物(Andrew Martin, 1951)のことがばをかりると、「世界繁栄の永遠の泉」となり得るであろう。第二次世界大戦直後の何年間かそうであったように、「このよ

うな恐ろしい力」が、地球全体に計り知れない荒廃をもたらす広がる地域文明の鎖の中の中心にある環であり、「世界の要地」を占めていた。

地政学上の配置から見ても、インドは、利害を競い合っている世界中の多くの国々の間に広まっている争いのなかで、「バランスを保つ」ことができるであろう。アメリカと東アジアをつなぐ役割をする日本に対しても同じことが言えるかもしれない。

核の窮状から、我々は自分たちの特権や優先権を再考し、ひとつの世界という展望図と政策を選択せざるを得ない。同時に、それにより武装解除された世界へ期待通り移行する安全な通路もまた用意されるということを私は主張したい。今こそ、国際連合の創設者——特に第二次大戦後の合衆国——が意図した本来の目的に新しい意味を与え、目的の実現をするときである。

(訳 クラサキ セイ)

クラウス・シルヒトマン Dr. Klaus Schlichmann

一九四四年、ハンブルク生まれ。九二年、日独センターの奨学金で来日(初来日は八七年)。九七年「外交官・幣原喜重郎」をドイツ語で出版(同書の英語版も近々出版予定)。日本大学教授。現在、様々なメディアに日本国憲法9条について論文を発表するとともに、国連改革キャンペーンのためのウェブサイトを「UNFOR 2007」を運営している。